

8.自動車関係事業者の推移

		平成10.3.31		平成15.3.31		平成31.3.31		令和4.3.31		令和5.3.31		令和6.3.31	
		事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数
自動車 運送事業	バス	39	100	67	171	74	189	71	182	70	179	70	179
	ハイタク(法人)	146	100	160	109	118	80	112	76	110	75	105	71
	ハイタク(個人)	340	100	372	109	347	102	318	93	301	88	288	84
	特定旅客	2	100	6	300	6	300	5	250	5	250	6	300
	一般貨物(特積)	9	100	9	100	7	77	7	77	6	66	6	66
	一般貨物	688	100	788	114	891	129	897	130	896	130	871	126
	特定貨物	6	100	4	66	5	83	3	50	3	50	2	33
	霊柩	77	100	96	124	98	127	94	122	92	119	93	120
レンタカー事業		133	100	153	115	401	301	447	336	485	364	515	387
整備工場	認定工場	1,994	100	2,030	101	2,087	104	2,089	104	2,087	104	2,088	104
	一種整備工場	21	100	14	66	8	38	7	33	5	23	5	23
	二種整備工場	39	100	31	79	20	51	14	35	12	30	12	30
	特殊整備工場												
	車体整備	19	100	23	121	30	157	27	142	29	152	28	147
	電装整備	9	100	8	88	8	88	7	77	7	77	7	77
	タイヤ整備	2	100	2	100	2	100	2	100	2	100	2	100
指定工場		510	100	553	108	616	120	612	120	609	119	603	118

- ※ 1. 一般貨物(特積)は、県内に本社を有する事業者である。
 2. 自動車販売の新車については販売店協会の会員数、中古車については中古販の会員数である。
 3. 「バス」は一般貸切旅客自動車運送事業者と、一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、バス車両(乗車定員11人以上)を保有する者の合計である。